福岡県公報

平成二十二年八月十三日
第三千百四十七号
増　刊　①

目　次

教育委員会
○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）……一

訓　令

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年八月十三日

福岡県教育委員会教育長　杉　光　誠

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表六中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

七　高等学校等就学支援金（以下この項中「就学支援金」という。）に関する事務 この項中公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）を「法」、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）を「施行規則」という。 1　法第五条の規定に基づき、就学支援金の受給資格の認定を行うこと。 2　法第七条第一項又は第九条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を決定し、又は支給の停止を決定すること。 3　法第十一条第一項の規定に基づき、不正利得の徴収を行うこと。 4　法第十七条第一項の規定に基づき、受給権者等に報告の提出等を命じ、又は職員に質問させること。 5　施行規則第三条第二項の規定に基づき、受給資格の認定をしたこと又は認定をしなかったことを通知すること。 6　施行規則第三条第三項の規定に基づき、受給権者の氏名変更の届出を受理すること。 7　施行規則第四条第一項及び第二項の規定に基づき、受給事由消滅の届出を受理し、及び届出があったことを通知すること。 8　施行規則第六条第一項の規定に基づき、授業料の額を証明する書類の写しを受理すること。 9　施行規則第六条第二項の規定に基づき、授業料減免の届出を受理すること。 10　施行規則第九条第一項又は第二項の規定に基づき、就学支援金の額を通知すること。 11　施行規則第十一条第一項又は第二項の規定に基づき、受給権者の休学の申出を受理し、又は就学支援金の支給再開の申出を受理すること。 12　施行規則第十一条第三項の規定に基づき、就学支援金の支給を停止し、又は再開した旨を通知すること。 13　施行規則第十二条の規定に基づき、支給実績を証明する書類を発行すること。 14　施行規則第十四条の規定に基づき、就学支援金の支給事務の一部を委託すること。 15　就学支援金の事務に係る取扱要領を定めること。	部長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

定期発行日　毎週月水金曜日
〔発行〕〒812-8577　福岡市博多区東公園7番7号　福岡県　総務部行政経営企画課（電話 092－643－3030）
〔作成〕〒812-0041　福岡市博多区吉塚8丁目2番15号　株式会社西日本新聞印刷（電話 092－611－4431）